

令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定を受けた事業者が運営する事業所（以下「事業所」という。）において、簡易陰圧装置や換気設備の購入及び設置（以下「陰圧装置設置等」という。）をする経費に充てるために交付することにより、事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者は、別表第2欄に規定するサービスを現に運営する者とする。

(補助対象経費及び補助金額の算定基準)

第4条 補助対象経費は、別表の第5欄に定める経費とする。ただし、令和3年3月31日までに行われる陰圧装置設置等に係る経費に限る。

2 補助額は別表の第3欄に規定する基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ適当と認められるものについては、補助金の交付を決定し、令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から20日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した当該補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱又は補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に対し、令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金事業実績報告書(第3号様式)(以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができるものとする。

(書類の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に関する経理及び補助対象事業所の利用状況を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から5年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式に準じた様式により、令和3年6月30日までに、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、間接補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を市に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 区分	2 補助対象施設	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
ア簡易陰圧装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 短期入所 (※) ・ 共同生活援助 	4,320 千円	$\frac{10}{10}$	簡易陰圧装置の設置に必要な備品購入費及び工事請負費
イ換気設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 短期入所 (※) ・ 共同生活援助 	換気設備の設置に係る対象面積 1 m ² につき 4 千円	$\frac{10}{10}$	換気設備の設置に必要な備品購入費及び工事請負費

(※) 空床利用型の短期入所は対象外

(第2号様式)

年 月 日

令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金
交付決定通知書

様

名古屋市長名

年 月 日付で申請のありました補助金の交付につきましては、下記のとおり決定
しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

ただし、「 」にかかる障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助
金として

2 交付方法

一括交付

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった補助事業に対して交付するものです。
- (2) この補助金は、本市検査員が行う検査・確認により適正と認められた後に交付するもの
です。
- (3) 必要と認めるときは、指示し報告を求め審査することがあります。
- (4) 補助事業完了後は、速やかに事業実績報告書及び決算書（見込書）を提出してくださ
い。
- (5) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりま
せん。
- (6) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなけれ
ばなりません。
- (7) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった 場合に
は速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により

取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

(10) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。

(11) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

(12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければなりません。

なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあります。

(13) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金の資金提供を受けてはなりません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除きます。

(14) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければなりません。

(15) 上記条件に違反した時又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を取り消し又は返還を求めることがあります。

(第3号様式)

年 月 日

(宛先)

名古屋市長

所在地

法人名

代表者名

印

令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金
事業実績報告書

年 月 日 で交付決定を受けた令和2年度名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告します。

記

2 添付書類

- (1) 実績調書（別紙3-1）
- (2) 実績内訳書（別紙3-2）
- (3) 事業実績報告書（別紙3-3）
- (4) 契約書、領収書等の写し
- (5) 設置状況が分かる写真（作業前・中・後のそれぞれの写真）
- (6) 歳入歳出決算書（原本証明をしたもの）